

厚生労働大臣が定める揭示事項

○届出済み施設基準(令和7年5月1日現在)

【基本診療料関係】

- ・急性期一般入院料4
- ・地域包括ケア入院医療管理料1
- ・療養病棟入院料1
- ・療養環境加算
- ・療養病棟療養環境加算1
- ・救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・医師事務作業補助体制加算1(25対1)※一般病棟
- ・医師事務作業補助体制加算1(75対1)※療養病棟
- ・25対1急性期看護補助体制加算(補助者5割以上)及び夜間50対1急性期看護補助体制加算
- ・夜間看護体制加算
- ・重症者等療養環境特別加算(個室)
- ・医療安全対策加算2(医療安全対策地域連携加算2)
- ・感染対策向上加算2(連携強化加算、サーベイランス強化加算及び抗菌薬適正使用体制加算)
- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・後発医薬品使用体制加算3
- ・入退院支援加算1
- ・認知症ケア加算3
- ・データ提出加算2・データ提出加算4
- ・せん妄ハイリスク患者ケア加算

【食事療養費関係】

- ・入院時食事療養(Ⅰ)
- ・特別食加算
- ・入院時生活療養(Ⅰ)

※入院時食事療養の提供は管理栄養士により、患者様の年齢・病状に応じた適切な内容で行われます。

【特掲診療料関係】

- ・がん性疼痛緩和指導管理料
- ・院内トリアージ実施料
- ・夜間休日救急搬送医学管理料
- ・外来リハビリテーション診療料
- ・外来腫瘍化学療法診療料2
- ・糖尿病合併症管理料
- ・薬剤管理指導料
- ・診療情報提供料Ⅰ検査画像情報提供加算
- ・電子的診療情報評価料
- ・在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時医学総合管理料
- ・在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2(褥創ケア)
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・ヘッドアップティルト試験
- ・コンタクトレンズ検査料1
- ・CT撮影(16列以上64列未満マルチスライスCT)
- ・MRI撮影(1.5テスラ以上3テスラ未満)
- ・大腸CT撮影加算
- ・外来化学療法加算2
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)(初期加算あり)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)(初期加算あり)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)(初期加算あり)
- ・人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
- ・導入期加算1
- ・透析液水質確保加算
- ・慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術
- ・経皮的冠動脈形成術
- ・経皮的冠動脈ステント留置術
- ・ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術
- ・植込型心電図検査
- ・植込型心電図記録計移植術、植込型心電図記録計摘出術
- ・大動脈バルーンパンピング法(ⅠABP法)
- ・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- ・医科点数表第2表第10部手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。))
- ・食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)及び膣腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)
- ・胃ろう造設時嚥下機能評価加算
- ・医科点数表第2表第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術
- ・輸血管理料Ⅱ
- ・輸血管理料Ⅱ(輸血適正使用加算)
- ・人工肛門、人口膀胱増設術前処置加算
- ・麻酔管理料1
- ・テレパソロジーによる術中迅速病理組織標本作成
- ・テレパソロジーによる術中迅速細胞診
- ・看護職員処遇改善評価料44
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・入院ベースアップ評価料79